

会 議 録

内容承認	公開・非	＜開催日＞令和 6 年 2 月 5 日（月）		＜傍聴人数＞ 4 名								
江藤委員長	公開の別	＜時 間＞14：00～15：45		＜傍聴室＞岸和田市役所								
承認	公開	＜場 所＞岸和田市役所 新館4階 第 1 委員会室		新館4階 議会会議室								
＜名称＞ 第3回岸和田市自治基本条例推進委員会（第5期）												
＜出席者＞ 委員 13 名中7名												
自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席												
江 藤	藤 田	岸 田	保 米 本	井 上	池 田	近 森	藪	福 村	田 中	小 関	野 路	福 本
○	■	○	■	■	○	○	■	○	○	○	■	■
事務局） 総合政策部：西川部長						企画課：田中課長、梅基担当長、勝元主査						
企画課：田中課長、梅基担当長、勝元主査												
＜議題＞												
1 開会												
2 条例の検証												
3 第5期建議書（案）の検討												
4 その他												
＜会議概要＞												
● 開会												
● 議題2 議事に入る前に、本日の流れ、到達目標等について委員長から全委員へ共有を実施（委員長）												
最初に、本日の流れを確認する。次第にそって、この後「2. 条例の検証」、「3. 第5期建議書（案）の検討」と進むこととなる。この2つが本日のポイントとなる。												
（委員長）												
第5期委員会はスケジュールが限られている。議論に入る前に本日の到達目標を共有する。												
1つ目として、次第2の「条例の検証」については、本日「まとめ」に入りたい。そのためにも、前回までに指摘のあった第30条や条例の認知度向上といった項目について時間をかけて議論したい。												
2つ目として、次第3の「第5期建議書（案）の検討」については、建議書の骨子、体裁として大枠の共通理解をはかりたい。												

【事務局から、資料1「岸和田市自治基本条例逐条解説（一部抜粋）」及び当日資料1「岸和田市自治基本条例の検証について（第2回委員会後の調査）」に基づき、項目ごとに説明を実施】

【質疑・意見交換】

（委員長）

初めに、「第30条改正の必要性等について」である。

11月に開催した前回の委員会にて議論した第30条について、事務局から報告があった。ポイントが3点あった。

1点目は、委員の意見はもっともであるということ。つまり、岸和田市と国・大阪府との関係は対等の関係であるということ。2点目は、一般論として条例の改正には、相当な理由が必要であって、単に文言の修正というだけでは難しいということ。3点目は、運用の中で努力していくことが求められるということ。

意見交換に入る前に、本日欠席の副委員長から意見を頂戴しているので代読する。

（副委員長※委員長代読）

地方分権一括法が制定されてから数年が経過したのちに本条例が策定された。それを踏まえると、国・府との関係を考えれば「努める」は表現として「弱い」ように感じる。

第2回委員会で指摘のあった「昔と比べて独自施策がなくなった。」ということは、他委員会でも良く聞くことで、現在の経済状況では、昔に比べて自由に使える予算が厳しくなっていることがうかがえる。

改正は、難しい問題である。国や府と、市の立場が対等であることが明確な表現になることが望ましいと考えるが、改正に至らせるだけの事例がないのが現状である。

（委員長）

本来であれば「努める」ではなく、対等であり自立した地方自治を確立するよう努めなければならないとすべきであるが改正するほどの事由がないというご意見である。

（委員）

資料1の逐条解説（一部抜粋）を拝見した。市職員には、市は国や府から自立し、市民の立場で仕事をしているという気概をもって取り組んでほしいという思いから発言をしたものである。

市民に対する責任をはたすため、国・府からの通知等について意見がある場合には、これまでも対応されている旨を確認しているところであるが、あらためて、条例上は「努める」であっても、「努めなければならない」という姿勢をもって仕事に臨んでもらいたい。また、取り組める職場環境づくりをお願いしたい。

（委員）

言葉の言い回しだけではなく、大事なことである。

事例がないから改正には至らないとしてしまうのではなく、条例の改正を検討するだけの相当な理由であると思われる。

（委員）

本条例の他の条文を見ると「努める」「努めなければならない」「しなければならない」と語尾が書き分けられている。

市民については強制できないので「努める」、市については基本的に「しなければならない」とされている。この30条については、国など相手があることであり「努める」という言葉で使い分けられているものと推察する。

意図があって書き分けられているものと推察しており、慎重に検討しなければ、他とのバランスが悪くなることも懸念される。

（委員長）

これまでの議論から、表現を「努めなければならない」とすることについての主旨にはうなずける。

一般論として改正には相当な理由が必要となるが、本件については単なる言い回しだけの問題ではなく、独自施策を進めるということについては、相当な理由に該当するのではないかという投げかけもあった。

一方で、語尾については、本条例を策定する際に意図して表現されていることも考えられるため、他の条文とのバランスを見ながら検討する必要があるという意見もあった。

これらを踏まえて、第30条に関する第5期建議についてまとめに入りたい。

まず、改正が必要かどうかの検討については、第30条だけで提案をして大幅な改正をするというのは難しいと考える。そのため、今後、条文の見直しが別にある場合には、合わせて、第30条の語尾は「努める」であるべきか、それとも「努めなければならない」とするべきか検討されたいとして建議するのはどうか。

なお、運用において、市職員には、「努めなければならない」という心持ちで職務を遂行されたい旨を明記していく。

（全委員）

※了承

（委員長）

続いて、当日資料1「岸和田市自治基本条例の検証について（第2回委員会後の調査）」に記載のその他の意見について意見交換していく。

最初に、気になるところがあったので紹介する。

第2条（定義）の第1号（市民）に、市内事業者が含まれている。しかし、「第3条（基本原則）」や、「第2章のみだし」などにおいて、「市民及び事業者」など両者を分ける表現が使われ

ている。この表現であれば、「市民」、「事業者」は別のものであると読めてしまい、用語法としてわかりにくさがあると思われる。ただちに改正が必要というものではないため、見直しのチャンスがあれば用語の整理について検討されたいとして建議するのはどうか。

（全委員）

※了承

（委員長）

その他の意見は、このあと議論を予定している「自治基本条例の認知度向上について」の検討と関連しているため、合わせて検討していくこととする。

【事務局から、当日資料2「自治基本条例認知度向上に係る具体的な方策について（事務局整理）」に基づき、説明を実施】

【質疑・意見交換】

（委員長）

条例の認知度が低いことについては、本委員会共通の認識であり、興味がない方にどのように届けるか議論してきているところである。

意見交換に入る前に、本日欠席の副委員長から意見を頂戴しているので代読する。

（副委員長※委員長代読）

これまで議論のあった学校での普及を考えると、生徒は入試に出ないと覚えないので、中学校での指導については、定着しないように思う。そもそも中学校3年生の公民の授業時間は限られていることから、「地方自治」にどれだけ時間が割けるか疑問がある。

視点を換え、当日資料1の「4」で指摘のあった小学生について、3年生や4年生をターゲットにするのはどうか。社会科の授業で、自分たちの「まち」や「行政」に係る話題に触れ、自分事として学習できるので、条例を知ってもらおうきっかけづくりに適しているかもしれない。

次に、家庭と地域での普及を考えた場合は、まずは身近なこととして取り組みやすい「家庭」での普及を考えるのはどうか。子どもたちへの普及と合わせて、「子ども ⇒ 家庭」のチャンネルをどう作るか検討が必要である。

動画（デジタル教材）のリニューアルは一つの戦略になりえる。

現在の動画（デジタル教材）は先生と生徒の会話のキャッチボールを通じて条例について学べるものだが、条例の普及という点では、大きな効果は得られなかったように感じる。今の子どもたちは、長時間集中力が続かないため、セクションごとに作成するなど、ショート動画を作成して、見てもらえる工夫が必要になる。

また、これまでの委員会でご指摘のあったとおり、現代社会においては、異なる背景をもつ人たちが増えており、多様性についての検討が求められており、多様性の当事者たちに動画出演いただくことも良いのではないか。

認知度の向上にあたっては、「話題づくり」「きっかけづくり」の視点が大事になる。動画への芸人さんの起用や、楽しい動画にすることで、何回も見てもらおうと条例を知ってもらえる。

なお、年齢層が高い人たちは、広報きしわだ、地域の掲示板、そして従来のメディアであるテレビ岸和田やラヂオきしわだ等の活用が考えられる。

他に、自治基本条例を検索してもらうことも一つの手段になり得る。

昔と現在で、インターネットの検索方法も変わってきている。昔は広範に検索していたが、現在の子どもたちは、ダイレクトに検索する。つまり、「自治基本条例」という名称を知らないで検索してもらえない。例えば「広報きしわだ」で、検索条件を明確にし「＃自治基本条例 岸和田 で検索しよう」など呼びかけるのも良いのではないか。

条例を知ってもらうには、できるだけ目に触れる頻度を上げることが大切になる。

（委員長）

まずは、きっかけづくりをするべきであるというご意見である。その手段として動画（デジタル教材）のリニューアルをあげられている。

本委員会として、市に対して動画の内容についての具体的なオーダーはできないため、建議書には、あくまで例として、できる限り多くの意見を取り入れたい。

（委員）

小学３年生の子どもがいる。学校の社会科において「わたしたちのまち岸和田について良く勉強しましょう」がある。副委員長のご意見にあった小学３～４年生において条例の勉強をするということは、大変適していると考えます。

（委員）

小学３年生頃は、地域や岸和田市について興味を持って学べる時期である。

１回きりでは記憶に残りにくい。継続して学ぶことで自治基本条例が身近になるのではないかと。

他市では市の特産品等をカルタにして遊んでもらっている事例もある。本条例についても取り入れることができれば、親しみやすいのではないかと。

（委員長）

動画を作るときに、小学３～４年生対象、小学５～６年生対象などターゲット層をいくつか想定しておくことが重要であると考えます。

カルタについては、遊びの中で繰り返し触れることのできるアイデアである。

（委員）

何故条例に興味がないのか考えると、条例の使いどころが分からないのではないかと考える。

市民にとって自分事であることが実感できるように、より簡易な参画方法があっても良いのではないかと。

（委員長）

市民が集まって議論ができる場において、自治基本条例があるから市は市民の意見を求めているということを伝えることができればアピールになるかもしれない。

（委員）

第21条（情報の共有）、第23条（説明責任）と関連して意見を述べる。

2月号の議会だよりを見たが、議案になる前の審議等の過程についてもさらなる見える化をお願いしたい。

（事務局）

いくつかご意見頂戴している。自治基本条例の視点で補足をする。

まず、条例の使いどころについては、市民にまちづくりが自分事であることを実感してもらうためにも、本委員会でも議論いただいている認知度向上の手段を参考に普及啓発に取り組みたいと考える。

次に、市民の参画については、例えば、市が条例や計画を策定する際等においてはパブリックコメントを実施しており、広く市民から意見を頂戴する仕組みがある。また、市民への説明責任については、市民説明会の実施を通して丁寧に説明をしているところである。

一方で、本委員会において、説明会への参加者が少ないことについても以前からご指摘頂戴しているところであり、条例の認知度向上と合わせて、課題の一つと考える。

（委員長）

現在議論している条例の認知度向上の最終目標は市のことを考える気持ちを醸成することである。市に関心を持つという点については、議会や行政についても自分事のように関心を持つ子どもたちが育つようになれば良いと考える。

（委員）

市には、様々な条例や計画等があるが、自治基本条例については、市民生活との係わりが見えにくいので、市民が自ら知ろうとしにくい条例である。

先ほどあったパブリックコメントは大事なことであるが、岸和田市は、意見の数が少ないと聞いたことがある。市民が市に対して意見を述べる場があることを知らない、又は、わからないということが起きているのではないかと。

市民が計画や条例を全て知ることは大変難しいと思うが、自治基本条例に興味を持たせるような取り組みはないか。例えば、パブリックコメントであれば、岸和田弁の呼びかけのようなインパクトがあるようなお知らせの方法によって、市民に気づいてもらいやすくするというのも広報紙の一つの使い方になり得るのではないかと。

（委員）

プライベートでテレビ岸和田を良く見る。例えば、パブリックコメントの実施についてもテレビ岸和田で CM 放映するのはどうか。パブリックコメントや条例を知るきっかけにもなるのではないか。

（委員）

日本国憲法について条文を全て読まれている方は少ないと思うが、憲法の3本の柱（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）は覚えていると思う。

本条例においても、例えば、第3条（基本原則）だけでもわかりやすい言葉で伝えることができれば、記憶に残っていく可能性があると考えます。

また、小学生時代は他市で過ごしたが、小学3年生で市役所、小学4年生で府庁を見学し、職員から話を聞いたことを記憶している。小学生の市役所や議会の見学等があれば、条例についても触れることで印象に残ると思う。

（委員長）

岸和田市では小学生の見学はあるのか。

（事務局）

見学はないが、中学生の職業体験があり、市役所に職業体験に来る子どもたちもいるため、話すことができる可能性はある。

（委員）

条例の認知度向上の本質としては、まちに興味を持ってもらうことである。まちに興味を持ってもらうためにはどうすべきかを考える必要があるのではないか。

条例だけを広めようとしても、興味がわきにくいように感じる。まちに興味を持ってもらい、自治基本条例も知ってもらうという流れが良いのではないか。

先ほどから話題にあがっている市役所や議会の見学は、子どもたちの興味を引くのではないか。他にも、市の計画を小学校教育の題材に取り入れ、市の計画に対して意見を言っていることを知る授業があれば、まちに係わるきっかけになるのではないか。

（委員長）

条例そのものの認知度の向上というよりも、岸和田市が自分の住むまちであるという認識の向上をはかることが、究極的には条例を知ってもらえることにつながるという内容の文章が建議に入っても良いかもしれない。

行政、議会にその方策に取り組んでももらえれば、もっと市民の意識が高まるのではないか。

（委員長）

動画のリニューアルに戻るが、学校で使いやすいものであると授業で活用してもらうためのハードルがさがるとはならないか。現状では、授業で活用するために、先生が時間を費やして研

究していることが推察されるため、動画さえあれば授業ができるようになれば理想である。

さらに動画がおもしろいもの、話題を呼ぶようなものであれば、家庭や友人への広がりも期待できるのではないかと。

また、動画のリニューアルをきっかけとした広報きしわだ、他のメディアへの掲載も考えられ、条例の認知度向上の一つのチャンスになり得ると考える。

（委員）

動画の入り口は隠れたテーマで興味をもたせ、条例に導くような形が良いのではないかと。

（委員）

条例については、2024 年は公布、2025 年は施行されてから、それぞれ 20 周年を迎える。アピールする良いきっかけになるのではないかと。

（委員）

第4期建議書の8ページ「岸和田市自治基本条例の推進の方策について」において、条例の普及啓発にあたり、既に多くの取り組みを実施されていることを確認している。

その一つの手段として作成された「デジタル教材」及び「漫画」について、その後いかがかと。

（事務局）

デジタル教材については、平成 28 年度に作成し、平成 29 年度以降、市内小学校・中学校で活用いただいている。

このデジタル教材が、本委員会に取り上げられている動画をさしている。

漫画については、本市ホームページにて公開をしている。

（委員長）

デジタル教材を作ったことは評価されている。

本委員会においては、時代にあったものにリニューアルすることを議論しているところである。

学校での使用状況はいかがかと。

（事務局）

作成以降、新型コロナウイルス感染症の流行もあったため、コロナ禍以前の使用状況を報告する。中学校で3校、年度変わり2校活用いただいている。小学校では2校活用いただいている。

（委員長）

実績は確認できたが、もう少し活用してもらいたい。

また、リニューアルの際には、一度見て終わりではなく、面白いから周りにも勧めたい、も

う一度みたいと思える動画にする必要がある。そのためには、長編ではなく、ポイントを絞ったショート動画が好ましい。

（委員）

漫画のその後はいかがか。

（事務局）

本市ホームページにて公開している。なお、配布状況等については、持ち帰り確認し、あらためて報告する。

（委員）

漫画を作成してくれた産業高校については、岸和田市唯一の市立高校であり、連携して事業を進めるというのは良いことである。

生徒が作成すると、その親は見ると思う。絵を描くことが好きな生徒も多いと思う。一度作って終わりではなく、継続的に発信していけると良いのではないか。

（委員長）

この漫画は、自分たちの学校生活を自分たちで決める内容であり、身近で興味を持ちやすい。そこから発展して市について考えることができれば、まさに市民自治につながるのではないか。

（委員長）

漫画に限らず、高校生の感覚で動画を作成するのも面白いのではないか。

そもそも条例の認知度向上を高校生に考えてもらうことができれば、高校生に条例を知ってもらうことになるので、それが条例の認知度を高めることにもなる。

（委員）

岸和田市に興味をもってもらうという観点で考える。子どもたちの夏休みの絵の宿題を「私たちのまち岸和田をPRする」というテーマにすると、市に興味をもって調べたりするきっかけとなるのではないか。

（委員長）

子どもだけでなく、家庭も巻き込める案である。

（委員長）

これまで頂戴した意見をまとめる。

まず、条例の普及啓発の方策は多数あるが、やみくもに発信するものではないということ。最終的には全体に広げたいが、まずは、ターゲットを絞っていく。

一つ目は、学校教育との連携である。学校で教えるだけでなく、産業高校の生徒に参画して

もらうことができれば効果的ではないか。また、授業においても受け身ではなく、子どもが積極的に参加できる方策も考えてもらいたい。

二つ目のターゲットとしては、地域や家庭が考えられる。

自治基本条例のイメージとして理念にフォーカスをあてて、重要なところを分かりやすくしたPR素材があった方がよい。

また、一度触れるだけではすぐに忘れられてしまうため、繰り返し活用可能な素材が良い。そこで考えられるのが、20周年を契機とした動画のリニューアルである。わかりやすいものを作成してもらいたい。（ショート動画や芸人さんの登用や、カルタ、ダンス、歌など）

他に、パブリックコメントの周知や議会・市役所の見学や傍聴など、市に関心を持ってもらうことで、市民がまちづくりを自分事としてとらえ、条例に関心を持ってもらう機会につながる。

また、テレビ岸和田等の媒体にもアクセスできれば、より普及啓発に広がり期待できる。

これらを踏まえると、条例の認知度向上に係る建議としては、ただ狙いもなく動画を作るのではなく、学校教育、地域・家庭にターゲットを絞り、何度も繰り返し見てもらえるような、短くて面白い動画の作成及びその例示といった内容を想定するがいかかがか。

（全委員）

※了承

● 議題3として、第5期建議書（案）の検討について資料2「自治基本条例推進委員会建議書 骨子（案）」及び資料3「建議書（案）」に基づき事務局から説明を実施

【質疑・意見交換】

（委員長）

只今、建議書骨子（案）及び建議書（案）の体裁について説明があった。詳細については本日までの議論を事務局が整理し、次回検討に入る。

意見交換に入る前に、本日欠席の副委員長から意見を頂戴しているので代読する。

（副委員長※委員長代読）

修正意見はない。

（委員長）

公文書については、同じ体裁をとり、必要な部分だけ変えるべきであるため、基本的には、本日お示ししている形で進めたいと考える。

ただし、必要な修正はすべきであるため、意見がある場合は挙手にて発言されたい。

（全委員）

※修正意見なし

(委員長)

本日のまとめに入る。

- ただちに条例の改正が必要ではないが、第 30 条（国及び大阪府との関係）の文末や第 2 条（定義）等における用語の整理が必要かどうかについて、今後チャンスがあれば検討してもらいたい。
- 自治基本条例の認知度の向上については、様々な意見があった。動画の更新等を拘束するものではないが、できる限り反映してもらいたい。
- 次回、第 5 期建議書（案）を示し、建議書の検討・精査に入りたい。

- その他として、次回スケジュールの調整を実施
次回日程については、後日、開催通知にて案内する。

- 次回開催予定

令和 6 年 5 月 13 日（月）又は 令和 6 年 5 月 27 日（月）にて調整予定
（変更の場合あり）